

岸田文雄首相に対し日本学術会議の独立性および自主性の
尊重と擁護を求める声明

2023年2月14日

吉川弘之（日本学術会議第17-18期会長）

黒川 清（同第19-20期会長）

広渡清吾（同第21期会長）

大西 隆（同第22-23期会長）

山極壽一（同第24期会長）

私たち5名は、日本学術会議会長の職を務めた者として、現状における日本学術会議と政府の正常ならざる関係を深く憂慮し、日本学術会議が日本学術会議法に定められ、かつ、先進諸国など国際的な標準となっているナショナルアカデミーとしての独立性、自主性およびその裏付けとなる自律的な会員選考を堅持し、人類の福祉と日本社会の発展のために、科学的助言を通じてその使命をよりよく果たすことができるように、以下のように岸田文雄首相に対する要望を表明するものである。

1. 日本学術会議は、1948年日本学術会議法によって設立され、学術が戦前の轍を踏まざり、学問の自由と科学の独立を基礎に政府と社会に科学的助言を行う機関として位置づけられた。以来70余年、国民の負託に応える活動を進め、国際的に重要な科学者組織としてその地位を確立している。
2. 政府自民党においては、2020年10月の任命拒否問題に端を発し、日本学術会議改革問題を検討することとなり、今般、所管の内閣府による「日本学術会議の在り方についての方針」および「日本学術会議の在り方（具体化検討案）」が作成され、日本学術会議に向けて説明が行われた。これに対して、日本学術会議は、2022年12月8日および21日に第186回会員総会を開催し、審議検討のうえ、「方針」および「具体化検討案」に日本学術会議の根幹にかかわる強い懸念があるとして声明（「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』（令和4年12月6日）について再考を求めます」令和4年（2022年）12月21日）を採択し、政府にその再考を求めた。私たちは、これを理解することができる。

これらの懸念は、もとより日本学術会議現会員の手によって正しく解決されるべきであり、政府が真摯に対応しその懸念の払拭に努めるべきことを私たちは強く期待するが、内閣府の「方針」と「具体化検討案」（以下、内閣府案）は、科学者代表機関の独立性と自主性について歴史的かつ国際的に形成され、私たちが共有してき

た基本的考え方とあまりにも隔たっており、重ねてここで指摘することが責務であると考えます。

内閣府案は、政府と科学者が国の科学技術政策とその課題履行のために「問題意識や時間軸を共有」して協働することを求めているが、それはいわば、Scientist in Governmentの仕事である。しかし、科学者コミュニティの代表機関が課題とする政府への科学的助言は、そのような協働とは異なり、ときどきの政府の利害から学術的に独立に自主的に行われるべきものである。その独立性を保障することこそ科学の人類社会に対する意義を十全ならしめる必要条件であり、一国の政府が恣意的に変更してよいものではない。

また、そのような独立性は会員選考の自律性を不可欠とするが、内閣府案が企図する「第三者から構成される委員会」の介入システムは、これとまったく両立しない。2004年法改正によって自律性保障のために採用されたコ・オプテーション制（広く推薦された多数の科学者の中から日本学術会議が会員候補者を審査のうえ決定する）は、先進諸国のナショナルアカデミーに普遍的な選考方法として、国際的に相互の信認の根拠となっているものであるが、内閣府案はこれを毀損するものでしかない。

3. 私たちは、以上のべてきた理由に基づいて、岸田文雄首相に対して、日本学術会議の独立性および自主性の尊重と擁護を求め、政府自民党が今進めようとしている、日本学術会議法改正をともなう日本学術会議改革につき根本的に再考することを願うものである。また、政府と日本学術会議の間には、2020年10月の菅義偉前首相による第25-26期日本学術会議会員候補者6名の任命拒否が信頼関係を損ねる問題として存続している。これもまた私たちにとって憂慮すべき対象であり、日本学術会議の自主性に本質的に関わる問題として適切に解決されなければならない。

最後に、私たちは、政権と科学者コミュニティとの、政府と日本学術会議とのあるべき関係について、本来ならば、一部の科学者や政党プロジェクトチームのような狭い範囲でなく、より長期的視野の公平な検討の仕組みの下での議論が行われ、科学者をふくめた社会のなかの議論、そして与野党を超えた国会での議論が必要であることを表明する。

趣旨

日本学術会議は、国費で賄われる国の機関として独立して職務を行い、科学を行政、産業及び国民生活に反映浸透させる組織であるべきことから、国民から理解され信頼される存在であり続けることが必要。このため、活動や運営の徹底した透明化・ガバナンス機能の抜本強化を図るとともに、広く社会と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を抜本的に強化することを目的として、六年間の事業の運営に関する計画の作成、運営の状況についての自己評価の実施、会員の候補者の選考等に関する選考諮問委員会（仮称）の意見の聴取等に関する措置を講ずる。

（参考）日本学術会議法（昭和23年法律第121号）

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

概要**1. 活動・運営****(1) 中期的な事業運営計画（6年）の作成**

○ 6年間の事業の運営に関する計画（中期事業運営計画）を定め、公表する

《中期事業運営計画に定める事項の例》

- ① 科学に関する重要事項のうち、6年間で審議を行うもの
- ② 審議の成果を実現を図るために実施する事業に関する事項
- ③ 学術会議の活動について、行政、産業界及び国民の理解を深め、並びに広く行政、産業界及び国民の意見を反映させるようにするために実施する事業に関する事項
- ④ 上記事業の具体的な目標及びその実施時期
- ⑤ 委員会の設置、構成その他の委員会の組織の編成に関する基本的な方針 等

(2) 科学的助言機能の強化

○ 幹事会が下線の事務を行うこととする

- ・学術会議の運営に関する事項を審議すること
- ・各部が行う事務に関し、各部の間の調整並びに各部に対する援助及び助言を行うこと

(3) 運営の評価・検証等

- 評価の基準や手続を明確にした上で、毎年度、運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づいて運営の改善のために必要な措置を実施
- 評価を行うに当たっては、会員及び連携会員以外の者であって、学識又は経験を有するものの意見の聴取その他を実施するよう努める

2. 選考・推薦・任命**(4) 会員等に求められる資質等の明確化****(会員等に求められる資質)**

- 学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者であって、多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して科学、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有する者のうちから会員の候補者等を選考する
- 選考に当たっては、行政・産業界等との連携による活動の業績、国際的な研究活動の業績、研究成果の活用に関する業績その他の多様な業績を考慮する

(会員候補者等の構成に関する配慮事項)

- 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにする
- 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるよう配慮する

(5) 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命

(会員の候補者等の候補)

○会員、連携会員、大学、研究機関、学術に関する団体、民間事業者の団体等の多様な関係者からの推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずる

(選考)

○会員及び連携会員以外の者であって、広い経験と高い識見を有するものにより構成される選考諮問委員会（仮称）を新たに設置。委員は、一定の手続きを経て会長が任命

○選考に係る規則の制定並びに会員候補者の選考及び連携会員の任命の際に、あらかじめ、同委員会に諮問

○選考諮問委員会は、必要があると認めるときは、日本学術会議に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる

○日本学術会議は、選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない

3. フォローアップ

(6) 改革のフォローアップ

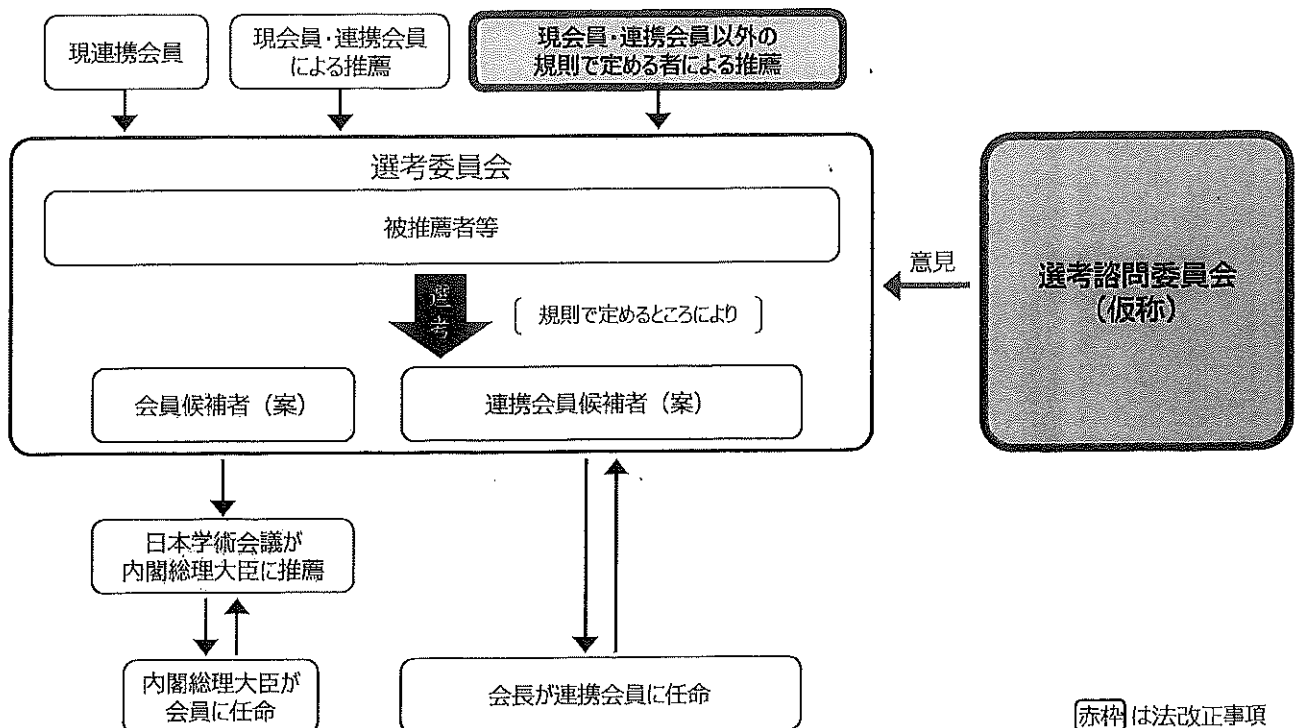
○政府は、改正法の施行後3年及び6年を目途として日本学術会議の運営の状況を検証し、その結果に基づいて、中期事業運営計画に定めるべき事項、評価の方法、会員及び連携会員の選考方法等その他国の行政機関以外の組織形態とすること及びこの場合の財政基盤の確保の方法も含めた日本学術会議の組織及び運営の在り方の総合的な見直しを行い、法律の改正その他の必要な措置を講ずる

4. 任期の調整等

(7) 任期の調整等

○改正法は、公布の日から施行（ただし、次期会員の改選は令和6年4月1日）

会員等の推薦・任命プロセス（法改正後のイメージ図）



赤枠は法改正事項

【資料】

令和5年2月22日

2月16日臨時幹事会における内閣府からの「検討状況」説明についての懸念事項

1. 総じて、今回の説明は、昨年12月21日の総会が声明で示した懸念事項について、その懸念のほとんどを解消するどころか、むしろより深めるものであった。
2. 総会声明では政府方針の「見直し」を強い決意をこめて求めたが、会員選考における第三者委員会の設置をはじめ、実質的な「見直し」はなされていなかった。
3. また、法改正に向けた検討事項として説明された中にはすでに円滑に実施されていてわざわざ法定するには及ばないもの、法定することでむしろ意義ある活動を制約する可能性のあるものも含まれている。なぜそれらが必要なのか、今回の説明においても立法事実は示されないままに終始した。
4. 「(1) 中期的な事業運営計画（6年）の作成」について
 - ・ 独立行政法人通則法は「独立行政法人」の定義として「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」行うものとしているが（第二条）、内閣府の説明で示された「事業」の用語からは、内閣府が日本学術会議を独立行政法人などと同じ「事業体」として扱っていることが窺われる。
 - ・ 日本学術会議は、政府の諮問事項を含め、科学における重要事項を審議し、諸科学の連携強化を行うことを旨とする組織である。科学の進歩や社会の変化などに応じて必要となる審議や活動も変わり、6年間の「事業」運営計画を定めることには適さない。
 - ・ 日本学術会議法制定時に示された「審議機関」としての理解に立ち返り、あくまで便宜的に行政機構内に置かれていることを踏まえるべきである。法に「事業」という概念を盛り込むことは、日本学術会議の性格を一変させるといわなければならない。
5. 「(4) 会員等に求められる資質等の明確化」について
 - ・ 「会員等に求められる資質」をめぐって、現行の日本学術会議法に定められたもっとも基本的な条件としての「優れた研究又は業績を有する科学者」を超えたところについては、現在進行している次期会員の選考方針においてもすでに明示している。また、考慮されるべき要件は、その折々の日本学術会議が社会において果たすべき役割と活動に応じて可変的でありうることから、法定することになじまない。
 - ・ 会員等に求められる資質として、取えて行政・産業界との連携や研究成果の活用を例示することは、一定の学術領域、例えば、基礎研究の分野にはなじまない。これらを明記することは、会員の選考、ひいては日本学術会議の性格にも関わる。

6. 「(5) 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命」について

- ・ そもそも、日本学術会議法第三条に「独立して職務を行う」とされているにも関わらず、職務を担う会員の選考を「掣肘」する、すなわち自由な活動を制約する権限を有した選考諮問委員会を設けることは、法の定める「独立して職務を行う」ことを妨げ、日本学術会議の独立性を損なうものとなることに強い懸念がある。今回の説明においてこの懸念は解消されていない。
- ・ すでに外部団体から会員となるべき候補者の情報提供を求めているにも関わらず、それに代えてなぜ推薦としなければならないのか、説得的な説明はなかった。
- ・ 外部団体からの情報提供を得て行っている次期選考結果を、法定された推薦と同じものとみなすかのような説明が行われたが、そのことは逆に外部団体からの推薦を法定化する必要がないことを示している。
- ・ 会員の推薦を求める対象に、民間「事業者」の団体のみを例示的に明記することは、最も公正・中立性が求められる日本学術会議の会員の選考方法としてふさわしくないと考えられる。現在進行中の次期会員の選考においては、すでに、事業者団体のみならず専門職団体、消費者団体、労働組合などより広く社会のステークホルダーに情報提供を求めている。
- ・ 選考諮問委員会の構成・権限、さらに同委員会の構成に当たって想定されている「一定の手続」について、12月の総会声明でもこの点への懸念を指摘してきたが、具体的な説明はなかった。今回の内閣府からの説明をもって「丁寧な説明」とみなすことはできない。
- ・ 「選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない」とされているが、日本学術会議と選考諮問委員会の見解が一致しなかった場合にどうなるのかについて、委員会の意見は可能な限り尊重するが、学術会議の判断で会員候補者を決めればよいとの説明があった。議論を尽くしたが意見が一致しないまま、本会議が内閣総理大臣に会員候補を推薦した場合にどうなるのか。不一致を理由に任命拒否することを正統化するものとならないか懸念される。

7. 「(6) 改革のフォローアップ」について

- ・ 国への存置を決めたと説明されてきたが、むしろ3年後ないし6年後の法人化が、強く想定されていることが窺われる。

8. 「(7) 任期の調整等」について

- ・ 改正法で現在の会員の任期調整を行うとされているが、現在の会員・連携会員は令和5年9月30日または令和8年9月30日までを任期として任命され、また就任に同意してきた。個人の身分に関わることであり、任期の延長を行うのであれば各人に対してそ

れを受諾する意思があるのかを個別に確認しなければならない。当然、会員・連携会員には受諾せず辞任する権利がある。合理的な説明も十分な協議もないまま、一方的な任期調整を行うことは、日本学術会議が独立して職務を行うことを大きく妨げるものである。

9. 私たちはこの問題について、真摯な対話を通じて解決したいと考えている。しかし、今回の「説明」でも、法改正案の詳細のすべては説明されておらず、日本学術会議が示した懸念事項を考慮した実質的な「見直し」も行われていない。あたかも「丁寧な説明」をしたかのような既成事実を積み重ねるためだけに幹事会等での「説明」を行うというのであれば、いたずらに回を重ねることに意味があるとは思われない。「丁寧な説明」「意見交換」と言うのであれば、国会への法案提出期限がすでに目前に迫っていることから、いったん今国会への法案提出は断念した上で、より丁寧な検討を進めるとともに、アカデミアなど多様な関係者も交えた協議の場を設けて、広く日本の学術体制のあり方も含めてこの問題の議論を行うべきである。
10. 学術とは、表面的事象に惑わされることなく真理を追求する営みであり、すべての科学者はそのような教えのもとで研究や教育に携わってきた。今回の内閣府の方針と説明は、真理や理念を追求する学術の本旨を踏まえぬ近視眼的なもので、むしろ、日本学術会議と日本の学術の未来を見通せぬものにしてしまっているとの感想も抱かざるをえない。このような「改革」が強行されたもとの、はたして世界の学術を牽引しうる新たな発見や、解決すべき課題に向けたイノベーションを達成できるのだろうか。もとより透明性や信頼性は重要だが、日本の学術はいかにあるべきか、どのような状況のもとでこそ自由な発想によるイノベーションをもたらしうるのか、そのような大局観に立った賢慮が求められている。現在のようなかたちで法改正が強行されるならば、それは日本の学術の「終わりの始まり」となりかねないことを強く憂慮する。

各国アカデミーについて

内閣府総合政策推進室
2023年2月

名称	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
設立年	1949年(日本学術会議法)	1863年(An Act to Incorporate the National Academy of Sciences)	1660年(1662年国王の勅許(Royal Charter))	1652年(2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議によりナショナル科学アカデミーに認定)	1666年(1699年、ルイ14世の庇護によりロイヤル科学アカデミーとして認知)
組織形態	政府機関	非営利・非政府組織	公益団体(自治機関として登録されている慈善団体)	非営利組織	特殊公的法人(5アカデミーからなるフランス学士院の一機関) 会則は大統領令(décrets)により承認(approbation)
カバーする学問分野	会員は、第1部(人文科学)、第2部(生命科学)、第3部(理学及び工学)のいずれかに所属	会員は、「物理学・数学」、「生物学」、「工学・応用科学」、「生物医学」、「行動・社会科学」、「応用生物学・農学・環境学」のいずれかの部門に所属 ※「行動・社会科学」部門は人文・社会科学として人類学、心理学、認知科学、社会・政治科学、経済学などを含む ※人文社会科学は主に社会科学研究会が担う	会員は、「コンピュータサイエンス」、「数学」、「天文学と物理学」、「化学」、「工学」、「地球と環境科学」、「生化学・分子細胞生物学」、「微生物学、免疫学及び発生生物学」、「解剖学、生理学及び神経科学」、「有機生物学、進化・生態学」、「健康と人間の科学」のいずれかの分野に所属。重複あり ※人文社会科学は主にブリティッシュ・アカデミーが担う	会員は、「数学・自然科学・工学」、「ライフサイエンス」、「医学」、「人文科学・社会及び行動科学」のいずれかの部門に所属	会員は、教理科学部門(「数学」、「物理学」、「機械・情報科学」、「宇宙の科学」セクション)、自然科学部門(「化学」、「分子・細胞・ゲノム生物学」、「統合生物学」、「人間生物学・医学」セクション)のいずれかのセクションに所属。科学の応用のインターセクションもあり ※人文社会科学はフランス学士院を構成する倫理・政治学アカデミー等が担う
会員は終身/任期	任期あり(6年) 定年70歳、再任不可 3年毎に半数改選(総数は210名)	終身 ※新たに選出される会員数は、2019年は100名以内、2020年以降は毎年120名以内との規定がある ※年会費は300\$又は一括払い5000\$	終身 ※毎年最大52名の会員を選出することができ ※年会費は280€(〜65歳)、124€(66〜84歳)、なし(85歳以上)	終身(ただし、会員は75歳に達すると当該会員の地位が空席となり、他の者に割り当てることができ、当該会員の権利に変更はない旨の規定あり)	終身(ただし、毎年1月1日現在の75歳未満の会員の人数が基準定数を構成する。この定数は250人を上限とする旨の規定あり) ※選考は通常2〜3年毎に行う ※報酬 年間5162€(2019年)
会員の任命権者	内閣総理大臣(会員が選考し、日本学術会議が候補者を推薦)	会員による投票により選出	会員による投票により選出	会員による投票※により選出 ※拡大幹事会(第三議会)における投票	会員による投票による選出者 大統領が承認(approbation)
会員選出後の手続		選出された候補者が会員資格を受諾次第、役員の署名したディプロマ(会員認定証)が発行される	選出された候補者は王立協会の定める義務に従うことを宣誓する署名をし、それを受けて会長が入会を承認	会長が選出された候補者に選出で通知し、候補者が書面で同意することとで会員選出プロセスは完了	
会員数	210名(定員)	2461名(2022年4月時点) 511名(2022年4月時点)	1531名(2022年4月時点) 188名(2022年4月時点)	1649名(2022年6月時点) 会員と外国人会員の区別はない(外国人は会員全体の約3割)	276名(2022年4月時点) 112名(associés étrangers)(2022年4月時点)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
ザーを委嘱しているほか、外国人研究者が小委員会の審議に参画	11名(栄誉会員)	76名(2022年4月時点)	11名(2022年4月時点)	1名(会員の中から選ばれる)(2023年1月時点)	—
名譽会員	約1900名(連携会員)	—	5名(Royal Fellow 4名、その他1名)(2022年4月時点)	—	64名(通信会員、Members correspondants)(2022年4月時点)
その他	任命時点で70歳以上であれば当該任期限り。2回まで再任可	—	—	—	—
被教政の投票、優先順位付けの実施等	(参考) ・会長、副会長、各部役員等で構成する選考委員会が候補者を選考し、幹事会に提出。総会の承認を経て会員候補者として確定し、内閣総理大臣に推薦 ・選考委員会における候補者選考に当たっては、選考委員会の下に各部に対応する3つの分科会を設け、各部ごとに候補者を絞り込み *分野別委員会 30 会員数3~18人(平均7人) ・分野横断的学問領域等からの会員候補者の選考のため、選考委員会が直接選考を行う、「選考委員会枠」を設定	会員の推薦する候補者について、各セクションでの検討・投票による候補者の特定、各部門における検討・投票による優先順位リストの作成を経て、会員による優先順位投票の後、年次総会での投票により選出	会員の推薦する候補者について、関係する部門別委員会において検討・投票を行い候補者リストを作成した上で、理事会が最終候補者リストを投票により作成。その後、会員の投票により選出	会員の推薦する候補者について、各セクションでの投票(第一読会)、各部門での投票(第二読会)を経て優先順位が決定され、拡大幹事会(第三読会)で投票・選出	会員の推薦する候補者について、各セクションにつき置かれる順列委員会において、第1位及び第2位の候補者が決定。その後、秘密会(非公開の総会)での投票により選出
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	・選考の基本的な考え方を定める選考方針の策定に当たり、案を示して、協力学術研究団体、大学関係組織、経済団体、政策関係機関(府省庁を除く)等から意見を聴取 ・会員の選考に当たって、上記団体に候補者の情報提供を依頼	規定なし	会員の選考に当たって、会長が各大学の Vice Chancellor や Research Council の議長及び最高責任者に対して候補者の推薦を要請することができる	第一読会及び第三読会における候補者の検討に際し、幹事会メンバー又は幹事会は必要に応じて会員以外の専門家の助言を求めることができる旨の規定がある	規定なし
科学的助言を行う根拠	日本学術会議法第4条(政府からの諮問)、第5条(学術会議による報告)、日本学術会議会則第2条(意思の表出)	An Act to Incorporate the National Academy of Sciences (1863年制定) 第3条(NASは政府のいかなる部門の要請に対していつでも、科学的又は学術的課題に関する調査、検討、実験、報告を行わねばならない)	規定なし	2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議(本決議により、政策提言の分野でナショナル・アカデミーの任務を担うこととされた)に基づき、定款第2条に科学的助言の任務を規定	会則(大統領令(décrets)により承認)第3条(科学アカデミーは、国内又は国際的な問題についての勸告(recommendations)、要望(voeux)又は提案(suggestions)を提出)
科学的助言等の件数(実績)	111件(第24期・2017年10月~2020年9月)	・235件(2021年)(NASEMのConsensus Study Report、Proceedings等の件数)	Consultation response 16, Letter 7, Report 11, Statement 4 他	34件(2021年)(National Recommendations 13、)	13件(2021年)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
	(回答3、提言85、報告23)	※政府機関等からの依頼以外に民間からの依頼に応じた調査研究も実施 ※外部から委託を受けずに自発的に調査研究を実施するケースもある	※政府からの依頼は全体的ごくわずかであるが、科学的助言を行う際には、政府の各部門と定期的に対話をしている	Discussions 3, Alliance Statements 11, International Academy Networks 6, International Publications 1 ※基本的に政府から依頼された業務を行うことはない	※ここ数年、政府からの依頼は強どなく、大部分は自発的に選んだ課題についてなされたもの
アカデミーとしての機能	提言・助言 国際連携	提言・助言 調査・研究 奨学金・助成金 栄誉・顕彰	提言・助言 奨学金・助成金 国際連携 栄誉・顕彰	提言・助言 調査・研究(研究は科学史のみ) 奨学金・助成金 栄誉・顕彰	提言・助言 調査・研究(提言のため) 奨学金・助成金 栄誉・顕彰
業務計画	・活動全体を通じた業務計画・方針は策定されていない(国際活動については、期をまたいだ中期戦略(2022.4-2026.9)を初めて策定) ・内閣府の組織として政策評価、行政事業レビュー、会計検査等の対象 ・外部評価有識者(6名)による外部評価を毎年実施。外部評価書は総会に報告・公表。指摘事項に対する取組状況を年1回取りまとめ公表	NRCが戦略計画(2020-2025)を初めて策定	・評議会が戦略計画(2017-2022)を策定 ・委員会、WGが年次計画を策定	・年間事業計画及び部局における個別の戦略計画を策定	・年間活動計画を策定
外部評価		会計検査あり	・アカデミー内の監査委員会による監査を行う ・毎年外部会計監査を受けほか、登録慈善団体として毎年チャリティ委員会に年次報告書を提出	毎年の連邦教育研究者及び監査法人による監査のほか、連邦会計検査院による不定期の監査	通常5年ごとの会計検査院による会計検査
年間収入と支出	(2022年度) 約9億5000万円 ・うち一般事務経費(事務局職員の人件費等)55%、科学的助言等に関する経費20%、国際活動に関する経費23% ・審議依頼等があった場合、既定経費で対応	【NAS, NAE, NAM, NRCの連結決算】(注)(2020年) 約4.31億ドル(約578億円) ・うち公的資金は約4.5割(調査研究、ワークショップ等) ・過去5年間の公的資金は約1.9~2.2億ドル/年で推移(投資収入の増減により公的資金割合は約4.5割~7.5割で変動) ・政府と個別プロジェクトごとに委託契約を締結。受託に当たっては、原則、他の組織と競争することはない ・基盤的経費に対する政府からの資金提供はない ・総支出の8割程度が研究、ワークショップ、フェローシップ・プログラム運営等 ※1ドル=134.22円(2022.6.9)	(2020-2021年度) 約1.34億ポンド(約225億円) ・うち公的資金は約8.5割(大部分は助成金プログラム運営に充当) ・過去5年間の公的資金は毎年増加(公的資金割合は約7割から8.5割に増加) ・総支出に占める科学的助言の提供、普及啓発等に係る支出の割合は約6%(850万ポンド=14.3億円) ・提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある ※1ポンド=168.81円(2022.6.9)	(2020年) 約1589万ユーロ(約22.9億円) ・うち、1324万ユーロ(約19.1億円)が公的資金。うち1204万ユーロが「連邦政府80%+州政府20%」の枠組みによる公的資金 ・その他、265万ユーロ(約3.8億円)の公的資金を含む第三者からのプロジェクト資金収入がある ・収入に占める公的資金割合は、過去3年間で概ね9割(公的資金は約1400万~約1500万ユーロで推移) ・政策提言は100%公的資金で賄われる ※1ユーロ=143.91円(2022.6.9)	(2019年) 約625万ユーロ(約9.0億円) ・うち公的資金(使途の縛りなし)は1/3未満 ・仮に政府の依頼に応じた科学的助言を行う場合の費用は、全て公的資金(使途の縛りなし)で賄われる ※1ユーロ=143.91円(2022.6.9)
事務局体制(職員数)	50名(定員2022年度)	【NASEM職員数】1115名(博士号取得者212名)	223名(2021年3月時点)	110名(博士号取得者31名)	38名(うち約半数は公務員)(2019年12月時点)

(注) 全米アカデミー(NASEM)は全米科学アカデミー(NAS)、全米工学アカデミー(NAE)、全米医学アカデミー(NAM)で構成。なお、全米研究評議会(NRC)はNASのガバナンス下にある。
 ※ 米国、英国、ドイツ、フランスの各国アカデミーについては、内閣府総合政策推進室が日本学術会議事務局の協力を得て調査を実施した。この調査は、ホームページ等公開情報に各国行政機関及び各国アカデミーに対する質問を行ったものである。各国アカデミーへは内閣府総合政策推進室が作成した質問票を日本学術会議事務局から送付した。また、各国行政機関へは、各国の在外公館を照会した。公開情報の調査は2022年2月から8月に行ったものであり、各国行政機関及び各国アカデミーに対する質問への回答は、同年5月から7月に受領したものである。
 ※ この調査は、内閣府総合政策推進室が取りまとめ、事実関係についての確認を日本学術会議事務局から得たものである。